

2024年 日本原子力学会秋の大会@東北大学川内北キャンパス

倫理委員会セッション

さらなる安全性向上をめざした倫理的行動の実践と課題

(1) 原子力学会倫理規程の訴求点と 改定作業の状況について

2024年9月13日

神谷 昌伸

倫理委員会 幹事

日本原子力発電(株)

日本原子力学会 倫理委員会

◆原子力学会の常置委員会…2001年設置

◆倫理委員会の任務 (倫理委員会規程)

- (1) 本会の制定した**倫理規程 (前文、憲章、行動の手引)の改定案の作成等、倫理規程に関する事項**
- (2) 倫理問題の**事例集**や教材の発行
- (3) **研究会**の実施等
- (4) 原子力関連の倫理に関連する事項の現状調査
- (5) 倫理問題に関する意見の表明
- (6) その他必要な事項

◆倫理委員会の役割、責務 (倫理委員会運営細則)

- (1) **倫理規程制定の基本精神に基づき、規範は時代とともに変化するものであることを忘れず、常に社会環境の変化も考慮した規程を維持するとともに、その遵守状況を見守っていくこと**
- (2) 会員が、原子力界はもとより、昨今の**技術と社会との狭間において生じている事柄を、常に自らの問題として捉えられること**
- (3) 会員が、原子力に携わる者、あるいは技術者として、**誇りと高い倫理感**を持つ必要性を強く認識すること
- (4) 自己の確立に向け、**会員一人ひとりの倫理的判断力と行動力**を高めるためのサポートをすること

<http://www.aesj.or.jp/ethics/>

「日本原子力学会」お問い合わせ「サイトマップ」



TOPページ	倫理規程	委員会概要	活動内容	技術倫理	リンク・PDF集
--------	------	-------	------	------	----------



- ◆倫理規程(2021年5月改定)
- ◆倫理意識向上のための事例集

新着情報

- 2024. 6.14 : 2024年春の年会セッション結果概要
- 2022.11. 8 : 倫理規程制定20年シンポジウム結果概要
- 2022. 3.29 : 核物質防護設備の機能の一部喪失事案を踏まえての見解公表
- 2021. 5.27 : 倫理規程が改定されました。

倫理規程	委員会概要	活動内容	技術倫理
<ul style="list-style-type: none"> 倫理規程とは 前文・憲章・行動の手引 Code of Ethics & Guideline of Conduct 用語集 ご意見募集 規程制定の経緯 過去の規程改定の経緯 	<ul style="list-style-type: none"> 委員長挨拶 委員会の役割 委員名簿 関連規則 議事録 会議予定 お問い合わせ先 	<ul style="list-style-type: none"> 活動概要 シンポジウム、研究会 企画セッション 事例集 意見表明 掲載記事 コラム 倫理委員会へお寄せいただいた声 (企画セッション、研究会等) に対する回答 	<ul style="list-style-type: none"> 技術倫理とは? 1.倫理とは 2.職業と倫理 3.技術と社会 4.技術者特有の倫理 5.技術系学協会の倫理綱領 6.倫理教育の状況・取り組み



倫理規程の意義

- ・倫理については、会員は、常日頃から考えているべきことであり、その**道しるべを与えるもの**として学会の倫理規程を制定することは有用と認識。
- ・倫理規程の制定だけで倫理が絡む原子力分野の事故・トラブルが防止できるなどとは考えていない。しかし、**倫理問題について議論することは会員の倫理観の向上に役立つ**。
- ・倫理規程は道しるべにすぎず、具体的な行動は、その**状況に応じて会員自身で考え、判断し、行動することになる**。**可能な解を探すのは会員個々の責任**。
- ・倫理規程は、会員が**専門家としての倫理的行動とはどういうものかを考える機会を提供する**。
- ・**あらかじめ考えておくことは、自らが倫理的な問題について判断を下す必要に迫られたとき、適切な解を見つけることに寄与する**。

年	倫理規程の制定・改定，見解等の公表	社会に大きな影響を与えた原子力事故等
1995		旧動燃：もんじゅ2次系Na漏洩事故・ビデオ隠し
1997		旧動燃：アスファルト固化処理施設火災爆発事故
1998		旧原電工事：使用済燃料輸送容器データ改ざん発覚
1999	倫理規定制定委員会第1回会合	BNFL：MOX燃料製造データ改ざん発覚 JCO：臨界事故
2001	倫理規程制定、倫理委員会発足	
2002	委員会による提言（点検データ改ざん問題）	東電：自主点検記録改ざん等
2003	倫理規程改定（1回目）	
2004		関電：美浜3号機 二次系配管破断事故
2005	委員会による見解（二次系配管破損事故） 倫理規程改定（2回目）	
2007	委員会による提言（発電設備に係る不正・不適切事案問題） 倫理規程改定（3回目）	各社：発電設備のデータ改ざん等の不適切事案公表 北陸電：志賀制御棒引き抜け事故発覚 東電：中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被災
2009	倫理規程改定（4回目）	
2010		中国電：島根原子力発電所点検不備問題公表
2011	委員会による見解（保守管理ならびに定期事業者検査に係わる問題）	東電：福島第一原子力発電所事故
2014	倫理規程改定（5回目）	
2018	倫理規程改定（6回目）	
2019		関電：金品授受問題発覚
2020	委員会による見解（金品授受問題）	
2021	倫理規程改定（7回目）	東電：IDカード不正使用問題、核物質防護機能の一部喪失事案の発覚
2022	委員会による見解（核物質防護設備の機能の一部喪失事案） 倫理規程制定20年シンポジウム	

倫理規程改定に向けた検討状況

■基本事項（前提）…本会倫理規程の特長

- ・積極的な倫理を訴求（ポジティブな倫理、積極的倫理）
- ・よりよい安全、よりよい倫理的行動のための組織文化を訴求

■論点等

・前回改定時の論点も考慮

- ①東京電力福島第一原子力発電所事故、②関西電力金品授受問題
- ③品質不正問題、④組織文化（上記問題・事故の背景要因として共通）
- ⑤倫理規程をより浸透させるための見直し（自分事として考えることのできる文言）

- ・委員会活動（企画セッション、20年シンポジウム、連載企画等）における**学びからの検討**
- ・再稼働の進展やGXにおいて今後も原子力発電を継続的に活用していく流れの中で、**これまでの倫理規程制改定で訴求してきたことの再確認、より明確に訴求すべき点の検討**（安全に対する戒め、社会からの信頼、多様な価値の尊重、組織文化の観点等）
- ・**内容の類似箇所の整理・統合**（特に行動の手引。ただし、引き続き特出ししておくべき箇所には留意）

■検討スケジュール(案)

- 本格検討開始 2023年6月 → 委員会としての成案 2024年12月
→ 年明け意見募集 → 2025年5月頃 理事会承認

日本原子力学会 倫理規程 前文

（2021年5月27日理事会承認）

前回改定

会員：個人会員，賛助会員

規程の位置づけ

日本原子力学会**倫理規程**は，日本原子力学会会員が，研究，開発，利用，教育等のさまざまな活動を実施するにあたり，**会員一人ひとりが持つべき心構えと言行の規範**を書き示したものである。会員は，原子力の平和利用と安全確保の重要性を認識し，その業務に携わることに誇りと使命感を持ち，その責務を果たすため，常に**本規程を自分の言葉に置きなおし，自ら考え，自律ある行動をとる**。

規程の使い方

会員の責務①

現代は，人類の生存の質の向上と地球環境の保全が課題となっており，さまざまな技術が開発され進歩している。しかし，どのような技術にも必ず正の側面と負の側面が存在している。**会員は，自らの携わる技術が，正の側面によってより社会貢献するために，東京電力福島第一原子力発電所事故が長期にわたって環境や社会に甚大な負の影響をもたらしていることや，廃棄物，核セキュリティ等の問題があることを絶えず思い起こし，技術だけでは解決できない問題があることも強く認識する**。もって常に現状に慢心せず，広く学ぶ姿勢と俯瞰的な視野を持ち，**チャレンジ精神と不断の努力をもって，より高い安全性を追求し，未来世代にわたって豊かで安心できる社会の実現に向けて，積極的に行動する**。

原子力に係る技術に対する基本的な認識

会員の責務②

規程の対象範囲

本規程は，日本原子力学会の個人および組織の会員を対象としているが，原子力の平和利用と安全確保のために，**本規程がより多くの原子力関係者に共有され，本規程に則った行動がとられることが必要**である。このため，我々**会員は，本規程の精神を理解し，原子力に関わるすべての個人および組織が本規程に示した精神と行動規範を実践できることを目指し率先垂範する**。さらに，日本原子力学会自身も，会員の支援を通じて使命を果たす。

会員の責務③

内容の類似箇所 の整理・統合の検討例

1 - 4 技術者の行動による信頼

会員は、技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、技術を扱う者として、社会の理解を得ることのできる行動を積み重ねていく。

4 - 4 社会との調和

会員は、常に社会からの声に幅広く耳を傾け、双方向のコミュニケーションを心がけて社会との調和に努める。

4 - 6 会員の安心への戒めと信頼のための行動

会員は、安全の状態を過信し、自らがそのことで安心してはならない。公衆の信頼は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること、他の意見・批判をよく聴くこと等、不断の努力によって得られるものと認識する。

2 - 9 技術成熟の過信への戒め

会員は、原子力の安全性を過信することなく、今後とも新たな技術的問題が出ることがありうるとして、緊張感を持って警戒心を維持するとともに、事前の備えを尽くす。

1 - 4 技術者の行動による信頼

会員は、技術に対する社会からの信頼は、不適切な行動により瞬時に失われることを認識したうえで、社会からの声に幅広く耳を傾けて双方向のコミュニケーションに努め、社会からの信頼を得ることのできる行動を積み重ねていく。

2 - 9 技術成熟の過信への戒め

会員は、原子力の安全性を過信することなく、今後とも新たな技術的問題が出ることがありうるとして、緊張感を持って警戒心を維持するとともに、事前の備えを尽くす。

統合

統合

皮肉なことに、新規制基準に対応してきた過程で、**新たな“安全神話的な状態”**が生まれているのだ。

ただこれは、**人間が安定を好む生き物である以上、構造的に防ぎ得ない自然の帰結**なのである。“安全神話”は何度でもよみがえるのだ。

まずは、構造的に“安全神話”が必ず生まれることをすべての関係者が自覚することが肝要である。

そして、それを前提として、それでも事故を起こさないために必要な**「人間の心理にブレーキをかけるための施策」**をどうにかして生み出すことが求められているのだと思う。

以降、大橋先生予稿を踏まえ、本会倫理規程の関連箇所を紹介（順不同）

憲章 2. 公衆優先原則・持続性原則

会員は、公衆の安全をすべてに優先させて原子力および放射線の平和利用の発展に積極的に取り組む。

行動の手引

2-1 原子力利用と安全確保の両立

会員は、過去に起きた原子力をはじめとするさまざまな事故や災害を絶えず思い起こし、携わる技術の潜在的な危険性や、**どのような安全策を講じてもリスクが残ることを強く認識する。**

その上で、**常により高い安全性を追求し、その確保に努める。**

憲章 6. 有能性原則

会員は、原子力が総合的な技術を要することを常に意識し、自らの専門能力に対してその限界を謙虚に認識するとともに、自らの専門分野以外の分野についても理解を深め、常に協調の精神で臨む。

行動の手引

6-1 分野横断の取組みの必要性

会員は、**原子力が様々な専門分野を含む総合科学技術**であることを十分に認識し、原子力安全を確保するためには**専門分野同士の境界に隙間ができないように総合的な視点から取り組む**ように努める。

憲章 3. 真実性原則

会員は、最新の知見を積極的に追究するとともに、常に事実を尊重し、自らの意思をもって判断し行動する。

行動の手引

3-3 自らの判断に基づく行動

会員は、**業務指示や前例などの与えられた情報を無批判に受け入れることなく、誤った集団思考に陥ることのないよう、常に正確な情報の収集に努める。その上で、状況を俯瞰し、関連する専門能力と経験により自ら判断し、行動する。**

憲章 4. 誠実性原則・正直性原則

会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行してその責務を果たすとともに、社会からの負託と社会に対する説明責任を強く自覚して、社会の信頼を得るように努める。

行動の手引

4-7 情報の公開

会員は、原子力の安全にかかる情報について、積極的な公開に努める。**特に公衆の安全上必要不可欠な情報については、その情報を有する組織または個人にその情報を速やかに公開するように働きかけ、公衆の安全確保を優先させる。**

憲章 5. 専門職原則

会員は、原子力の専門家として誇りを持ち、携わる技術の影響を深く認識して研鑽に励む。また、その成果を積極的に社会に発信し、かつ交流して技術の発展に努めるとともに、人材の育成と活性化に取り組む。

行動の手引

5-8 会員間の協力による困難の克服

会員は、個人では解決が難しい困難な状況や倫理的葛藤に直面したとき、所属組織の構成員や他組織の会員との適切な協力を通じ、その困難を克服するよう努める。

また、他の会員が協力を求めているときには、積極的に応答する。

憲章 7. 組織文化の醸成

会員は、所属する組織の個人が本規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に取り組む。

行動の手引

7-3 環境整備の重要性と継続的改善

組織の運営に責任を有する会員は、本規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人（会員および非会員）に対して倫理的な行動を促すとともに、そのための環境を整える。

また、倫理的な行動を妨げる組織的要因がないかどうかを絶えず注視し、不十分なときは組織・体制も含めて組織文化の変革に取り組み、環境の継続的な改善・向上に努める。

ご清聴、ありがとうございました。